

## 本日の会議に付した事件

令和5年第3回山元町議会定例会

令和5年9月8日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 7号 令和4年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 3 報告第 8号 令和4年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 4 認定第 1号 令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和4年度山元町互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 令和4年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 7号 令和4年度山元町下水道事業会計決算認定について

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

12番高橋建夫君から欠席届が提出されております。

また、会計管理者兼町民生活課長鈴木宏幸君から、本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。代わりとしまして、会計課会計班長嶋田洋子君が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告の受理。議員1名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配付しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．報告第7号及び日程第3．報告第8号の2件を一括議題とします。

本件について報告を求めます。

まず、報告第7号については、企画財政課長佐山 学君、報告願います。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第7号令和4年度決算山元町健全化判断

比率につきましてご報告を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付し、議会に報告するものでございます。

お手元の資料に基づきまして、順を追ってご説明をいたします。

2枚目をお開き願います。

なお、4枚目には監査委員からの審査意見書を添付してございますので、併せてご確認をお願いいたします。

初めに、実質赤字比率でございます。実質赤字比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したものでございます。こちらにつきましては、例年と同様黒字決算であったことから、バー表示としてございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率につきましては、町の全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものでございます。こちらにつきましても、例年と同様に黒字決算であったことから、バー表示としてございます。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率につきましては、地方債の返済、それからこれに準ずる負担額を指標化したものでございまして、標準財政規模に対する割合を示した指標になります。令和4年度決算におきましては、6.5パーセントでございます。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、地方公共団体が抱える地方債、それから今後支払うことになる負担金等の残高、これらを指標化したもので、標準財政規模を基準に、将来どの程度財政を圧迫する可能性があるかを示したものでございます。こちらにつきましては、一定規模の基金を保有するなど健全性を満足させる要素が確保されていることから、バー表示としてございます。

本町におきましては、健全化を判断するこれら4つの指標につきまして、いずれも法で規定する基準、これをクリアしていることから、令和4年度決算における財政状況につきましても、健全な水準にあるものと捉えております。

以上で報告第7号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、報告第8号については、上下水道事業所長富樫 誠君、報告願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、報告第8号令和4年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものであります。

2枚目をお開きください。

水道事業会計、下水道事業会計におきましても、未払い金などの流動負債など合計額に対し、現金預金などの流動資産合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。結果、表につきましては、それぞれの事業会計において資金不足が生じていないことから、数字として表すことができませんので、バー表示としております。両会計とも経営状況は健全な状況であると考えております。

以上で報告第8号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋

藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。それでは、私から、報告第7号令和4年度決算山元町健全化判断比率、報告第8号令和4年度決算山元町公営企業資金不足比率について審査を終了し、8月16日に町長へ意見書を提出しておりますので、令和5年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年8月9日に実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、令和4年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります。前年度より0.6パーセント低い6.5パーセントとなっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス127.5パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、その要因として、東日本大震災に伴うものも認められますので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率審査については、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年7月25日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和4年度山元町上下水道事業会計については、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから報告第7号、第8号に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

報告第7号令和4年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第8号令和4年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第4. 認定第1号から日程第10. 認定第7号までの7件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

認定第1号から認定第5号までの5件について、会計課会計班長嶋田洋子君、説明願

います。

会計管理者（嶋田洋子君）はい、議長。それでは、認定第1号から認定第5号までの各種会計決算認定についてご説明申し上げます。

なお、認定第1号から認定第5号につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、各種会計決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めらるるものであります。

初めに、認定第1号令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額123億8,623万5,511円、歳出決算額117億1,450万157円、歳入歳出差引額6億7,173万5,354円、繰越明許費繰越額と事故繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源1億3,755万9,005円を控除しますと、実質収支額5億3,417万6,349円となりました。このうち3億円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ積み立て、残金2億3,417万6,349円は令和5年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりとなります。

一般会計の決算につきましては、3ページから12ページに記載のとおりです。3ページから8ページにつきましては歳入、9ページから12ページにつきましては歳出となっております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、13ページから128ページに記載のとおりです。なお、詳細については割愛いたします。

続きまして、認定第2号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額16億7,458万6,864円、歳出決算額16億5,361万8,362円、歳入歳出差引額2,096万8,502円、実質収支額も同額であり、同額を地方自治法の規定により基金へ積み立てることといたしました。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりとなります。

国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりです。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから24ページに記載のとおりです。詳細については割愛いたします。

続きまして、認定第3号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額1億9,447万2,808円、歳出決算額1億9,258万2,978

円、歳入歳出差引額188万9,830円、実質収支額も同額であり、同額を令和5年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書です。内容については記載のとおりとなります。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載しております。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから14ページに記載のとおりです。詳細につきましては割愛いたします。

続きまして、認定第4号令和4年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額15億5,321万5,462円、歳出決算額14億1,663万7,395円、歳入歳出差引額1億3,657万8,067円、実質収支額も同額であり、同額を地方自治法の規定により基金へ積み立てることといたしました。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となります。内容につきましては記載のとおりです。

介護保険事業特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりです。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

介護保険事業特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから26ページに記載のとおりです。詳細については割愛いたします。

続きまして、認定第5号令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額426万1,062円、歳出決算額も同額であり、歳入歳出差引額以下もゼロ円となります。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となります。内容については記載のとおりです。

互理地域介護認定審査会特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載しております。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となります。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから10ページに記載のとおりとなります。詳細につきましては割愛いたします。

以上、認定第1号から認定第5号までの説明となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）続きまして、認定第6号、認定第7号の2件について、上下水道事業所長富樫 誠君、説明願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、認定第6号令和4年度山元町水道事業会

計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和4年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算報告書をご説明いたします。

1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたします。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきまして、区分の欄の第1款水道事業収益の決算額が4億982万5,173円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額が3億6,415万9,034円となり、収益的収入から支出の差引額は4,566万6,139円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきまして、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が5,627万1,114円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が1億9,382万9,061円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の1億3,755万7,947円は、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和4年度山元町水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までをみますと、経常利益は2,962万224円となりました。これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は2,925万1,319円となり、前年度繰越利益剰余金の6億4,109万5,553円に加えまして、当年度未処分利益剰余金は6億7,034万6,872円となりました。

なお、令和4年度山元町水道事業貸借対照表については8ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第7号令和4年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和4年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算報告書をご説明いたします。

1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたします。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきまして、区分の欄の第1款下水道事業収益の決算額が6億3,572万5,491円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額が4億8,046万9,796円となり、収益的収入から支出の差引額は1億5,525万5,695円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきまして、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が3億2,333万6,109円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が5億9,634万4,377円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の2億7,300万8,268円は、企業債及び損益勘定留保資金などで補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和4年度山元町下水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までをみますと、経常利益は1億4,917万4,649円となりました。これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は1億4,455万3,784円となり、前年度繰越欠損金に充当し、当年度未処理欠損金は4億6,498万5,504円となりました。

なお、令和4年度山元町下水道事業貸借対照表については8ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

以上で、認定第6号及び認定第7号の説明を終わります。よろしくご報告申し上げます。

議長（岩佐哲也君）認定第1号から認定第7号までの7件の説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。それでは、私から決算審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和4年度一般会計、各種特別会計、公営企業会計の決算書、証拠書類及びその他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、8月23日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、令和5年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

第1、審査の対象。令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算及び各種特別会計歳入歳出決算並びに山元町上下水道事業会計決算。令和4年度地方債基金積立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間。令和5年7月13日から令和5年8月7日まで。

第3、審査の方法。令和5年7月4日に決算審査へ付された令和4年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計の決算並びに地方債の状況について、次に掲げる7項目を主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。

まず、1点目、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。

2点目、決算書の計数は正確か。

3点目、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

4点目、違法または不当な収支はないか。

5点目、収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

6点目、事務の合理化や経費の節減に努力していたか。

7点目、財政分析は前年度と比較してどうか。

また、工事等については、その経過等を聴取し、農林水産課、東部地区整備室、建設課及び上下水道事業所の工事箇所について現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。これらの審査結果に関する概要及び意見は、後述するとおりであります。

なお、一般会計、各特別会計、事業会計の順に概要を記載しておりますので、議員の皆様には後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと存じます。

では、私からは、決算審査を通して感じた意見を最後のページ、47ページにまとめてございますので、これをご報告したいと思います。

総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数等もこれらの諸帳簿と符合しております。また、予算の執行についても、有効かつ適正であると認められます。

一般会計は、歳入123億8,623万6,000円、前年度に比べ14.9パーセントの減、歳出117億1,450万円、前年度に比べ7.7パーセントの減となり、昨年度より歳入歳出とも減額となっております。昨今の物価高騰や新型コロナウイルス感染症、各種災害の影響など情勢の変化もあり一概には言えないが、決算規模は震災以前と比較して大幅に増加しており、剰余金についても増加しております。財政の各指数は健全エリア内となっているが、先を見据えた持続可能なまちづくりのため、冷静で慎重な財政運営に引き続き努めていただきたいと思います。

不納欠損額は、一般会計で382万9,000円、各種特別会計で423万4,000円、合計806万3,000円となっております。適正に処理されておりますが、不納欠損の判断に当たっては慎重かつ厳正に対応し、安易に不納欠損処分に至らないように特段の努力をしていただきたいと思います。なお、滞納額縮減のため、各部署において日々の努力はうかがえますが、町税等の徴収対策強化を図っていただきたいと思います。

主たる自主財源である町税総額は13億6,959万5,000円となり、前年度比6パーセントの増となりました。中でも固定資産税が前年度比10.4パーセント増と大きく増加したのは、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置が終了したこと、新市街地の個人住宅の各種軽減措置が終了したこと及び太陽光発電設備等の償却資産の増加などによるものであります。その結果、町税としては、令和4年度でようやく東日本大震災前である平成22年度の水準を上回りました。

第6次総合計画基本方針関連事業等の令和4年度予算執行状況は、各課とも適切に執行されている状況であり、今後とも目標指数達成に向け各種事業を実施していただきたいと思います。

その中で、子育て定住推進事業は、意欲的に各事業に取り組まれているが十分な成果が出ていない現状が見受けられます。一定の転入人口があるものの、転出人口が上回り、自然減少も加わって人口が減少している状況にあることから、創意工夫を重ねて継続的に取り組んでいただきたいと思います。

業務運営については、不適切な事務処理の事案が相次いで発生していることから、早急に組織風土の改善に取り組み、業務マニュアルの整備や日常業務の中で報・連・相を徹底するなど、情報の共有化を一段と推し進めていくことが必要であります。

令和4年度の実施状況に鑑み、令和5年度は、第6次山元町総合計画の後半5年間のローリング計画を打ち出す予定であるとのことであり、これを機に、システムチックな目標管理の仕組みを構築するよう期待します。加えて、本町の発展をより確かなものにするために、総合計画の推進に真摯な姿勢で取り組まれることを切に望むものです。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これで決算審査結果の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから、認定第1号から認定第7号までの7件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、通告外及び質問にならないよう、質疑ですから質問にならないよう注意してください。答弁は簡明にされますようお願いいたします。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番遠藤龍之です。

ただいま提案されております22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定、各種特別会計歳入歳出決算認定に対し、それぞれ行政の実績について、どのように評価し、今後に生かそうとしているか、総括的な質問を行うものであります。

1件目は、一般会計からですが、1点目、小・中学校の2学期制への移行の取組について伺います。

2点目は、町財政についてであります。

1つは、各種基金について、住民負担軽減策等に適正な活用はされていたのか。

2点目、山元町中期財政見通しで示している財政調整基金年度末残高の見通しの動向をどう見ているかについて伺います。

2件目は、山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。1点目は、地域包括支援センターについて、民間移行後に変化は見られたか。

2点目は、各種不用額、決算剰余金、基金について、どう評価し、今後に生かそうとしているかを伺います。

以上2件の質疑であります。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についての2点目、町財政についてのうち、各種基金は住民負担軽減策等に適正に活用されているかについてですが、住民負担軽減につながる施策に係る支出額は、法定給付などを除き、17事業に対し約1億8,200万円で、うち各種基金の活用は約1億5,300万円となっております。その内訳については、税収や地方交付税等を原資とした財政調整基金の活用が約1億5,200万円、特定目的基金の活用が約100万円であります。特定目的基金の活用が少額であった理由については、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種住民負担軽減策35事業、総事業費約2億500万円を中心に取り組

んできたためと捉えております。

また、住民負担軽減につながる施策に活用した特定目的基金はふるさと振興基金と子育て支援基金になりますが、ふるさと振興基金の活用については、町内でプログラミングによる担い手育成に取り組む団体の活動に対し約30万円を交付したほか、子育て支援基金の活用については、園児1人当たり2万円を給付する町内私立幼稚園入園補助金として約70万円を支出したものであります。

各種基金については、いずれも関係条例において設置の目的等が定められており、その趣旨目的に沿って運用してきたところであります。

なお、昨今の物価高騰等により、住民の生活は大変厳しい状況に置かれていると認識しておりますので、こうした地域の実態を町として少しでも緩和できるよう、引き続き基金の効果的な活用に努めてまいります。

次に、中期財政見通しで示している財政調整基金の年度末残高の見通しの動向についてですが、昨年度末の財政調整基金残高は約48億円であり、令和4年度に策定した中期財政見通しにおける推計値が約45億円であったことから、3億円の増額となりました。この差額については、中期財政見通しの策定段階では把握できなかった2つの要因によるものと分析しております。

1つ目は、概算交付または追加交付を受けた国の支出金に起因するものであります。具体には、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金が約7,800万円、児童福祉施設災害復旧事業に係る震災復興特別交付税が約4,500万円を実績より過大に受けたことが要因であります。いずれそれらの財源については翌年度に返還する予定であることから、財政調整基金に一時的に積み上げられているものであります。

2つ目は、地方交付税に起因するものであります。具体には、普通交付税において、臨時経済対策費として約6,400万円の追加交付があったことに加え、特別交付税において、昨年3月に発生した福島県沖地震関連経費の財源として約1億円の交付を受けたことが要因であります。

なお、財政調整基金残高の今後の見通しについてですが、中期財政見通しでは、令和8年度末に約24億円に減額するものと推計しておりました。令和4年度の決算においては、年度末の財政調整基金残高に一時的に積み上げられた先ほどの返還金が含まれていることや、将来的に小学校再編整備事業など大規模な財政出動が見込まれていることなどを鑑みますと、年々基金残高が低減する傾向は変わらないものと捉えております。

次に、大綱第2、22年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての1点目、地域包括支援センターの民間移行後の変化についてですが、地域包括支援センターは令和2年度から宮城病院へ業務委託を行い、今年度で4年目を迎えております。

民間移行後の変化については、従来から専門職の確保が課題でありましたが、委託により、現場で実践経験豊富な専門職が配置され、困難事例等にも対応可能な体制となっております。また、行政機関にはない民間事業者のネットワークにより、宮城病院をはじめ医療機関との連携が強化され、早期に医療分野へつなぐことが可能となっております。一方、当初、事業所の場所が分かりづらいとの意見をいただいておりますが、所在図の配付や案内板を設置するなど解消に努めてまいりました。

そのほか、有事の際の高齢者等の安否確認について、委託前は、町職員は避難所への配備などの対応が求められていたため、確認に時間を要するなどの課題がありましたが、

委託後の一昨年及び昨年の福島県沖地震においては、事業者が高齢者の個別の安否確認等を効果的に実施することができ、これまでの課題解消にもつながっており、民間移行による効果は大きいものと捉えております。

なお、これまでの民間移行による効果を踏まえ、引き続き、民間事業者の力を活用しながら、住民が利用しやすい地域包括支援センターの運営に努めてまいります。

次に、2点目、各種不用額、決算剰余金、基金についての評価についてですが、昨年度は第8期介護保険事業計画の2年目に当たり、歳出全体の不用額は1億8,100万円であり、決算剰余金は1億3,600万円余となっております。

不用額の主な要因については、要介護1から5の方を対象とする保険給付費において、昨年度は新型コロナウイルス感染症による感染者数が最も増加した年であり、各種サービスで利用控えや介護事業所が休業を余儀なくされたことなども要因となり、特に地域密着型通所介護サービスの利用が見込みよりも大きく減少したことによるものと捉えております。また、地域支援事業費についても、保険給付費と同様に新型コロナウイルス感染症により、要支援1及び2の方などが対象となる介護予防に係る通所型サービスの利用が見込みよりも大きく減少したことが要因と考えております。

国や県の負担割合に基づく歳入は、保険給付費等の年間の見込みを推計し、年度当初に申請しておりますので、保険給付等の支出が伸びなかったことで歳入超過となり、結果的に1億円を超える決算剰余金が生じたものであります。この決算剰余金については全額基金に積立てをしておりますが、事業費等の精算に伴い、このうち国、県への償還金約5,500万円と一般会計への繰出金約3,200万円の合計8,700万円の支払いが翌年度に生じる予定であります。

これらの状況を踏まえ、現在策定中であります来年度からの次期介護保険事業計画において、精度の高い介護給付費等の推計や効果的な介護予防事業を推進し、基金を有効活用しながら、過剰な剰余金を出さないよう、保険料の抑制等を図り、今後の介護保険事業特別会計の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についての1点目、小・中学校の2学期制への移行の取組についてですが、2学期制については、本町では令和元年度から検討を始め、名互地域の2市2町において足並みをそろえる形で、昨年度から導入したところであります。

2学期制は、児童生徒の学習活動にゆとりを持たせることや、新学習指導要領の趣旨にのっとり通常学習や体験活動を充実させ、豊かな心の育成と学力の向上を図ることを目的として導入を図りましたが、通知表に関しては、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖等の影響もあったことから、より長い学習期間を確保するため、一昨年度の段階で先行して年2回としたところです。

導入効果としては、通知表の評価時期が9月に移行したことから学校行事を7月から8月に設けることができるようになったことや、通知表が2回になることで教職員の負担軽減につながるとともに、授業に集中できる期間が増え、学びの質を高めることができたこと、学校現場からは報告を受けております。課題としては、今後も夏季の猛暑が見

込まれることから夏季休業延長等についての検討が必要と考えており、適切な教育環境の維持に向け、さらに効果と課題を見極めてまいります。

以上でございます。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時5分、11時5分再開です。暫時休憩。

午前10時52分 休憩

---

午前11時05分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の再質疑を許します。8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。一般会計の中の小・中学校、1点目のですね、については、おおむね良好という町の認識であろうかと思えます。その件についてはですね、今後の問題、今後続くこの事業であって、大いに期待を、今後期待したいと、学力向上、体力向上、こういう形の中でね、取組の中で、そういうことが期待されるのではないかと思われまので、今後期待したいということで、この件については終わります。

2点目の町財政についてということなんですが、1つはちょっとね、町長説明の中で、答弁の中で、ちょっと分からないというか不明というか、点についてちょっと確認したいと。不明というかね、住民負担軽減につながる施策に係る支出額云々となって、17事業に対して1億8,000万、各種基金の活用1億5,000万となっているという説明の中で、この辺の具体的な中身っていうのは示されないんですか。これ、そのことについて質疑したつもりなんだけど、それぞれどういう形で各種基金がね使われているのかという、大ざっぱにこういうふうに答えられてもね、ちょっと何のための質疑だったかっていうのがね見えなくなるということなんで、確認したいと思えます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。具体的なですね資料はありますし、出すこともできますので、これ全部読み上げたほうがいいでしょうかね。（「資料等で」の声あり）資料で後で構わないですか。はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちゃんと使ってるっていうことなんですが、この額から見ると、そうなのかなっていう素朴な疑問が湧いてきます。ということをもまず伝えておいて、具体的にこの各種基金ってね、この1年間あるいはこの数年間でもいいんだけど、具体的にどのような使われ方してきたのかというね。今、本当に世の中大変なときであるからこそ、この方々出て、そしてそこで町も言ってんだけど、柔軟に使いますとか何に使いますとかね、物価高騰の云々かんぬんで、その対応でというような効果的活用を努めてまいりますとかね、っていうふうに言ってるんだけど、本当にそういうのね、具体的になってんのかどうか。この数値だけで見るとね。ということをも改めて確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。細かい詳細についてはですね、担当課のほうから説明をさせていただきます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。確かに今のこういった情勢から見ますと、金額的にどうなのかという印象を持たれるのは、そのとおりかなというふうに思います。住民の負担

軽減をする上で財源を見ていくというのは、それは当然あるんですが、まずどのような形で住民負担をするかという歳出側の検討をしていきます。その中で基金が活用できるもの、それについては活用して、それで活用できない部分については、町長の答弁からもございましたとおり、一般財源に当たる財政調整基金、これを出動するということで、基金の活用という側面よりは歳出側の対策、そちらを重点的に見て基金を活用しているといった仕組みでございます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとね抽象的でね、うまく伝わってこないんですけども、今ね歳出のほうで云々かんぬんつつう表現あったんですけども、まさに歳出、ない中でどうそのね、しかしやらなくちゃならない、あるいは求められていることに対してどのように取り組むか、取り組まなければならないかという課題のときに、という状況のときに出てくるのが、金がない、財源がない。とりわけ大きなことでいうと学校給食だとすぐにね財源がないというね、どこをもって財源がないのかと私は思いたくなるんですが、そういう意味でのこの質問のね、柔軟に使うとかね。まさに今こそ、こういった金をね有効に使う必要があるんでねえかと。いずれね、学校給食は多分後から追っかけてくるからね。国でもね、多分国でも今相当悩んでいるつつうかね。

そうするとね、今考えてるような例えば4,000万、5,000万ね、まず先行投資っていうかね、的に使って、そういう使い方こそ考えなくてねえんでねえかなというふうに思うんですけども、ちょっと話広がっていくとあれだから、まずその前にですね、やっぱり自由に使える金っていうとおかしいけども、金ない金ないって言うんだけど、何回かここで確認してるんだけど、この減債基金についてのね、この取扱いがね、どうなってんのか。この何年間か私確認しています、至るところでね。これこそだよ、まず、これあんまり言うとな、減債基金の設置目的は何ですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当のほうからお答えいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。減債基金の設置目的につきましては、町の一般会計に係る町債の償還、これに必要な財源を確保すると。もって将来にわたる町財政の健全な運営に資する、これを目的として設置されております。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この間、その目的に沿った使われ方してますか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。令和4年度の決算におきましては、そういう視点では活用されてないということで回答をしたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については何回かここでも取り上げているので、令和4年度に限らずですけどね、この数年間の推移を見ても、推移を見ればほとんど使ってないっていうのがもう明確なんです。しかも5億なんです。一方で、一方で一般財調、先ほど出ましたが、一般財調は48億、そのうち使われるのが実質真水分がどうかっていうの、まあ半分くらいということ、正確にこれは出すことできるんですが、ということ考えたときにね、やはりこの減債基金っていうのをね、やっぱり有効活用、はっきり申し上げてどういうふうに町が受け止めてるか分かんねえけども、もう目的を達している。今後、もし今後、どうしてもそこを残しておいてね、今後使わなくてねえというものがあるんであればそれを示していただきたい。

私の記憶では、これはかなり昔ね、入ってくるのも利子がすごく高い時代にね、借り

るときも高い利率、利子としてつけても高くてね、結構ね、いろんなためにおくのものにもこう、置いても黙ってこう金かさが上がるっていうかね、っていう時代もあったんだけど、今ほとんどゼロですから。何ぼ後生大事に持ってたって、そこからね利益生まれないんだよ、利益っていいですかね。もうこの件については、もうあと目的達成つつか、それで高利率、7パーセントか8パーセントのときはね、そいつ早くもう借換えつつかね、して、高利率のやつはこの基金を使って、そしてそういうものをなくしていくっていうようなことで、その時代にはその時期にはこの減債基金つつかのは大いに役立ったんだけど、もうそれ過ぎました。もう今、高利率のね、せいぜい、当たり前なんですけど、というふうなことを考えると、もうこの減債基金っていうのは、全くなくす必要はねえとは思いますが、こんなに高額な額でね必要かということがあります。私は必要でないと思う。こういう場でも何回か言ったけどね。

これはもう、まずね、今当面こうなってる、当面、大きな課題で学校給食ね。金ねえって言うんだけど、ねえからできねえってこと言うんだけど、いやそこにあるでしょうっていうことをね。まずそれを当面使えば、今4,000万くらいか、実質、出してるのもあるからね。まあ全体5,000万だとして、10年間ほかの事業に影響なくだよ、減債基金っていうのは目的もうねなくなってるんだよ、充てられるという、ちょっと極端、オーバーな表現かも分からない。だけど10年間、多分このような状況ではないと思う、国もね。っていうことを考えれば、俺は当面二、三年でもね、これを活用して、給食費の、あるいは保育所の云々とかね、負担かかるものは今当面それで対策、対応できるということなんですけど。

柔軟な活用に努めますということは何回も言ってるけどね、今回の決算の中でもね。今回はいろんな決算状況とか決算の概要で、柔軟な財政運営に努めるということを確認に皆さんも言ってるわけですので、その柔軟の中身についてもね、その学校給食とかね、その柔軟な中身の対象にしてはいいのではないかというふうに思うんですが、学校給食にかかわらず、やっぱりこの基金の、とりわけ減債基金のね活用について、今後のこの対応といたしますかね、考え方について確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいまですね、遠藤議員のほうからもありましたが、決してですね、お金をためて喜んでいるわけではなくて、ためるために節約をしてお金をためようとしているわけでもなくですね、現在の基金が一般的に考えたときにね、どれだけのものかというのは、私も認識しているところです。ですので、今年度を含めて事業計画の見直しとか、いろんな部分を今やっている最中ですが、それに向けてですね、基金もですね有効に、先ほど言われました給食費に関してもですね、お金がないからできないというふうに受け取られてしまっていますが、お金がないからということではなくて、基金はあったんですが、現状を今把握するためのちょっと時間をいただいたというところで、ある程度の基金の中身も、今ね遠藤議員から言われたようにですね、それなりの基金がありますので、それを今後ですね、本当に町民のために町のために、どの部分に充てていけばいいかというところをやっていきたいというふうには思っております。決してですね、使わないでためようということをやっているわけではないということをご理解いただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そう言わざるを得ないとは思いますが、現実にはそうならないということをおね、やっぱり厳しく見ないとうまくない。一般財調もね3億増えてとい

うこととかね、やっぱりその辺の読みがね浅いのではないかと言うとうまくねえのか、こういう表現は。もっとね、いろんな情勢上、今本当に財政、財源の問題というのほどこでもみんな苦勞してるとこだと思うんだけども、併せてやっぱりここも苦勞する必要があるのではないかといういうようなことを感じています。減債基金の使い方については明快なね答弁なかったんですが、まずこれはぜひそういう方向で取り組むべきだということを強く訴えておきます。あとは、いろいろつながるから、あとまた戻ってくるかも分かんね。

併せて言うとね、今ね、48億、一般財調、これは中期財政見通しのほうに移る、の確認になるんだけども、中期財政見通しってつくったばりなんだよね。令和2年11月。そこから動きなくて、令和4年、2年後の12月に、去年の12月につくったんですよ。かなりの情報の中で、正確な情報の中でつくられたはずなのに、もう既に45億が48億、その前に、令和2年から4年に移るときに、そこでももう20何億が多分45億、これ見れば分かる話なんだけども、そこでも大きく変わって、さらに、さらにまた増えている。その背景には要因には、コロナ関係とか何関係とかね、地震関係とかって言うけども、これも言わせてもらおうと、去年の12月でもう既に国の方針は決まってるんです。既にもう11月頃ね。そういうことも多分念頭にあった、説明の中にはね、あったと私は記憶してるんだけども、それで新年度になった。その後ね出てきたつつうことであればそれはそれであれなんだけど、その辺の想定っていうのをしながら、せっかくつくるんだから、あってもよかったのかなという、これ結果論だからね、いや結果論つかね。だからここあんまり強調するつもりもないんだけども。

そして、俺、ちょっと甘いなっていうことを言いたいよね、この計画の立て方ね、見方がね。その結果、今回の3億増えたんだけども、最終の25億つつうのは、24億つつうのは、表現として変わってないんだよね、今日の答弁で。それはどういう根拠があってそういうふうになってんの。これ3億増えるんだったら最後も3億増えるってやっていいよね。28億っていうのが、この答弁の中でね出てこねくてねえんでねえのかなというふうな、これは素朴な疑問ね。そこだけはしっかりと守ってる。何を守ってるかつつうの、こういう表現するとうまくねえからしねえけども、ということの一つ一つ考えると、本当に財産、財源問題をね、本当にどう取り組むのかっていうその姿勢がね、ちょっと伝わってこない部分があるんです。大変だ大変だということだけが前面に出てきてね。

今、はっきり言うとね、これは国でも、山元町だけの事象事案ではねえと思うよ。だから国でも財務省がね、今この、何だその辺を確認して、そんなにけんちゅうようなことをね、財務省と何だ、どっかの省と、そういう話も生まれてきてるようなんだけども、俺はそういう、そしてこのけらんねくてもね、あんだんとこいっぱい金持ってたからおめとこさけねわっていうようなことを招かないためにも、今現在やっぱり有効に使うべきだというふうに思ってる確認なんですけど、その辺の、その辺のこの予算の立て方つつうかこの計画の立て方つつうのはどうだったんですかっていう。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうからお答えいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、48億と45億、いわゆるその決算と計画の乖離の部分ですね、そちらが5年後に同じ数字だろうというお話だったんですが、これは議員ご指摘のとおり、ここの町長の答弁ではその傾向が変わらないという話をしているん

であって、これを素直に受ければ3億円、年度末といいますか、28年度にはプラスになると、そういう理解の下で答弁を差し上げているはずですので、そこ、お間違いのないようによろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、3億円の今度はプラスになったその要因が甘かったんじゃないかという部分に関しては、先ほど町長からも答弁があったとおり、去年の12月の時点で策定をしているわけですが、その後の状況の変化によって基金が割増しになった、要は予測できなかったというところを繰り返して回答させていただきますが、返還予定であり一時的に積み上がったもの、これに関しては、ワクチン接種の国庫補助金7,800万円、それから震災復興特別交付税4,500万円、これは令和5年度に国に返還するというものですので、一時的に積み上がった、この合計に関しては1億2,300万です。それに、追っかけですね交付があったと。要は策定時点で見込むことができなかった財源について、普通交付税、これは繰り返しのなりますが臨時経済対策費として6,400万円、それに加えて特別交付税、これは福島県沖の震災対応関連ということで1億円追加交付があったということです、これらを足し合わせますと2億8,700万円になります。こういう後発的などころから3億円余りの差異が出てきた、作成時点では見込めなかったということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それぞれ新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金とかつうのは、この素朴な疑問ね、これは使うためにもらったかつうかね。それを使っ  
てないからたまったっていう受け止めなんですか。そうずっと、今後、そのものについ  
てはこの目的達成するために、そのことを基金として資金として使うというやつなん  
ですか。これは目的を持って交付された額だね、この事業に充てなさいということ  
でね。そしてそれは使っていないかつうことですか、今現在。追加交付とかね、使  
ってねえからたまっている。それは今後そのことのために使うと。震災復興特別  
交付税っていうのは相当上げられてるんだけど、あと臨時経済対策費6,400万  
だってまさに臨時経済対策費だから、今使わなくて、もらったらすぐ使わな  
くてねっていうかね。それを使わないから本来もらって使わなくちゃならない  
ものを使わないことによって3億円たまったというふうな理解、今の説明だと、  
この回答の説明だと、そう受け取らざるを得ないんですけども、その辺につ  
いて確認します。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、コロナワクチンの関係については、やってなかったというのではなくて、しっ  
かりやりました。やるためには財源が必要なので、お金が国から頂くわけですが、それ  
は概算交付ということで前もってお金を頂くと。これがですね、精算事務が同じ年度に  
行われれば、要は3月補正あたりで減額をして、それでこういった翌年度に繰越しをす  
るということはないんですけど、要は年度がまたいでしまったと。結果ですね、会計の  
手法上では、一旦町でお金を受けてますから基金が膨らんで、翌年度にそれを返済す  
るので基金が減るということをご理解いただきたいのが1つ。

あとは、普通交付税の関係の臨時経済対策につきましては、去年の12月に国から示  
されたということで、これについては前年度の3月補正で増額分の金額ですね、約6,  
400万円、これをご説明をした上でご可決をいただいたと。それが3月補正というタ  
イミングだったものですから、それをタイムリーに苦しんでいる人たちに向けていろん

な意味でお金を使っていくというのが本来ですけれども、ちょっとタイミングが年度末ということもありましたので、それは令和5年度に基金を先送りして、それで今こう使っていくというスタンスでありますので、併せてご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんでしょうねっていうようなことでの確認だったんですが、この数字そのまま今後予定されているということで受け止めていいわけですね。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、国庫金については、明確に用途が限定された形で町で受けてますから、これは1円たりとも狂わずに国に返すという動きはそのとおりでございます。

あと、臨時経済対策費、交付税の分については、少なくともこの6,400万は償還をしていって、さらに必要な部分を上乘せして住民生活に役立てていくという方向性で検討になろうかと思っています。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺については、今後、私もまだ整理できてないんで、整理できた時点でまた改めて確認したいと思います。

それから、財政見通しの中ですら、やっぱりこれはもう、この10年ですかね、こういう手法が出てきてから、みんな関心を持っているところなんですよね。その関心を持っている部分で、この計画そのものにね、大きな変化がまず1回あったと。令和2年で作ったのが令和4年のね12月つくったときに20億近いこの、その辺のね、要因つつうか、前の計画だと令和4年度、令和5年度時点だと15億しかねえんだよね。前の計画、ちょっとあれなんですけど、っていうふうに記憶してんだけど、それが何でこうねこんなに。令和5年度15億なんだ、基金残高、真水も、真水もあれもちょうどあれだから、これは真水分ということなんだべな。令和2年で作ったときはね。その2年間のもろもろの動きの中でこんなに膨れ上がるっていうのは、そもそもの前の計画にね、ちょっとあれだったのかなとかね。改めてやったときに、前はかなり低い数字で我々に伝えていたと。いつまでもいつまでもいつまでも、もうねくなるんだから、ねくなるというね、表現も併せて伝わってきたところなんですけど、それが、改めてやるとね、もう15億と想定したのが43億にもなって、その43億が、さっきだ、令和4年度で45億、そしてその45億が、さっき言ったよね、3億も増えて、それはね今の説明でなくなるけども。その辺のこの計画の立て方ってどうなのかなっていうかね。こんなに大きく狂うのは計画にもなんねえなと思うんだけど、その辺の背景、そんでねえと安心して、さっきの私ね、あるんだから使え使えって言ったけども、この計画そのものにもし、もし大きな狂いがあるとすれば、そういう主張もいかなるものかなというふうに思うんだけど、こういう見通して何のための見通し、その計画に沿ってやるためにつくられてるもんだとするならば、そこにもう少しやっぱり正確性っていうかね、っていうものが求められるのではないかと思うんですが、その辺の背景について。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、今回中期財政見通しを去年ですがつくって、今年も含めてもう毎年ローリングをかけて、毎年説明をして、毎年公表して、皆さんで議論をしていくというスタンス、それで今進めております。令和2年度につくった財政の見

通しに関して、その時点で適切に国・県動向等を捉えて公表、説明をしているというふうには理解しておりますけれども、今回のその計画2年間の間に、私が知る範囲で大きな変動、変化というのは、震災復興特別交付税、これが令和2年、令和元年、2年あたりで本来町に歳入されるべきものが、たしか令和3年度の専決処分の説明をさせていただいた約10億円前後だったと思いますが、そういったものなどの影響も大きいのかなというふうに、これは記憶の中の範囲でするので大変恐縮する部分もあるんですが、そういったやはり作成した後における後発的な事由によってその基金の残高に直接反映してしまったと、そういう部分が大きいのかなというふうに受け止めています。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これまでもね、表明っていうか、毎年ローリングっていうのはね、もう何回か、これはぜひやっていただきたい。今年も当然、もう1年たつわけだから、それに対してやるっていうことをね。そして、その中でやっぱり、財源の正確さつつうかな、ということを確認していきたいと思ってます。ということで今後も、私まだ納得っちゃうかね、理解できてない部分あるんだけど、こういったものがね。今後引き続きそういう動きも見ながら、この辺については皆さんと議論していきたいというふうに思います。ということでこれは終わりと。

次、2件目、介護保険についてなんですが、この地域包括支援センター、非常にうまくいってると、どこ見て言えばいいんだ、ということなんで、それは大いに評価したいと思います。そういうふうな中で、実際、町とね事業所と、こいつは社協とかも関わるのか、っていう連携の下で成立する取組事業だと思っただけでも、ちょっと不安なのは、山元町というのは県内で3番目か、高齢化率、そしてさらに独り暮らしというのが多分ね非常に多いところではないかというふうな俺の記憶なんだけども、もう1,000名近いね。そういう人たちが十分こういったケアシステムの中で十分に守られているのかなっていうちょっと不安、懸念があつての確認なんだけども。っていうのはね、例えば認知症独り暮らしの人がね、認知症というのは自分で自覚できねんだべから、その辺はよく分かりません、私もね。そういった人たちがね、ちゃんと守られる体制、例えばそれは民生委員さんの関係とか社協とかね、というところから出てきて、そして連帯して連携して多分取り組むんだと思う。それにしても、本当にその体制がね十分なのかどうか、地域支援センターとしては組織として多分、あのね、対応できてるんだと思う、それにつなげるものとかね、っていうこの地域包括ケアシステムですね、その確立っていうのはどの程度のね今状況であつて、そういったところに懸念、問題はあるのか、ないのか、あるとすれば地域支援センター等も含めてね、その辺の取組の強化・充実っていうのは進めていかないと駄目なのかなというふうに思つての質疑なんですが、その辺お伺いいたします、対応ということで。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私としてはですね、各事業所、いろいろ町内にもありますが、そういうところとも連携を取って、今のところですね、うまくいっているというふうには思っております。私もですね、実をいうと自分の義理の母が大変最近お世話になりまして、その辺はですね、すごく本当に丁寧に対応していただいて進めていただいたという経験もありますので、ただ、内部のですね、細部の細かいちょっと内容については担当課のほうからちょっと説明をさせていただきます。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。ただいまの高齢の関係になりますけれども、確かに議員

おっしゃるようになりますね、独り暮らし増えております。約、山元町の世帯だと20パーセントくらいの方が独り暮らしになっていると。そういったのをケアするために、民生委員、あとは社会福祉協議会、あとは地域包括支援センターの生活コーディネーターですか、そちらの方が足を運んでいるというようなところで、ただ、コロナの関係で一、二年ですね、訪問のほうは相手方からも拒否されるようなところもありまして、なかなか入れないというような実情は聞いてます。そういったところを関係機関で連携を図りながら今後強化していくということで今話を進めているところですので、ご理解いただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。現状の確認なんですけど、今そういった方たち、あと高齢者2人世帯ですね、のみの世帯の中で、具体的にこの問題は今んとこ上がってないという受け止め方でいいのか、現状の確認なんだけども、っていう、それを確認させていただきま

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。地域のほうでいろいろなそういうような情報がありましたら、民生委員さんとか、あとは先ほど言いました地域支援のコーディネーターの方が情報を吸い上げて、包括支援センターにつないだり町のほうに情報をいただいて対応しているというようなことで、一応そういう案件があればどこかには上がってきてるかなというふうには感じております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の取組をぜひ積極的に進めてほしいということを伝えて、会計関係ですね、各種不用額、決算剰余金、基金についてという問いかけに対して、問いに対して、このような歳出全体の不用額が1億8,000万、決算剰余1億3,000万という回答があるんですけど、ちょっとこれは別にこの介護保険だけに限らずね、会計の中であるんだけど、この不用額とこの決算剰余の関係ってどういうふう在接受止めればいいのかっていうね、私もちょっと理解に苦しむところなんです。そこで、不用額を出すってのは、当初の予算に対して使うから、その分は使わねかったからということですね。だけども、この不用額に対してはね、ちゃんと予算措置してるわけだから、多分そこではね、当初で予算はね、補助金でも何でもね、を合計してそこから生まれてくるわけです。さらに今度不用額を抜いた収支決算で生まれてきたのが多分決算剰余だっていうふうには俺は受け止めてただけども、そうすると、この1億6,000万使わねえで、さらにこの、今度使い道の中で1億3,000万、6,000万もね、十五、六億の世界で、こういうこの予算の立て方っていうのはどうなのかなっていうふうには、その答えとしては、新型コロナウイルス相当ね、利用者、広がってるけど、まずその辺の関係について確認したいと思います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。まず不用額の関係ですけれども、まず予算の編成につきましては、今回の介護保険事業特別会計においては、第8期の介護保険事業計画である程度見通しを立てております。ただ、それと同じように予算を編成するかというと、やはり毎年の決算を踏まえて予算というのは編成しております。そういったことを見るとですね、例えばなんですけれども、決算の伸びがあります。例えば令和元年度から令和2年度に実質的な支出の伸びがありまして、7パーセントほど増加しています。そういった増加率を見込んで予算を編成しているというような状況ですので、今回も103パーセント、3パーセントくらい増で令和4年度予算を立てているんですけれども、先ほど議員さんおっしゃられました、それだけが理由ではないんですけれども、新型コロナ

ウイルスの関係で施設の利用控えとかございましたので、そういった意味で、決算で比較すると予算よりは減少していて、不用額がちょっと多くなったというような状況であります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。不用額がそういう形で1億8,000万ね。その後、不用額を取った収支決算で、さらに1億3,000万のね剰余を出したという受け止めでいい、違うのね。んで、いいわ。何がいわっていうかね、あんまりこういうふうなとこさ入っていくと訳分かんねくなるから、それはね、後の宿題として、私のですね。ただね、ただねでねえ、あまりにもっていうね。そしてその結果、その結果、決算剰余でなくて積立基金がね4億を超えるんだよね。これを合わせると、2億何ぼに。だけっども、答弁の中でね、これは消えていくっていうんだだけっども、そこで俺、この不用額のことを出したんだけど、そこではちゃんと予算措置されてるはずなんだから、こんなに、こんなにってね、回数とかなんとかっていう話になんねんでねえのかなって。これもちょっと専門的な話だからここでやり取りするつもりないんだだけっども、そういう素朴な疑問からね、表に出てきた数字だけでね判断すると、もう4億もね、基金にため込んでいいのっていうね。もう2億でも、現在高でも、相当なね基金高に、残高になってると思うんだけど、まあ深い話はしない。俺の頭では4億で、そこから返すものを引くと3億とかなんとか。この3億なんていったって、3億でねえ、これも本当にこの額なのかなんていうふうな疑問は持ってんだだけっども、その辺は、その辺は今度の委員会のね審査の中で確認しながら理解していきたいと思います。

いずれにしても、いずれにしても、介護保険事業15億、6億のね会計の中で、2億、3億っていうね基金をこれまでため込んでいいのかどうかと。これもまさに、この基金については、俺はこの会員さんって言わねえな、被保険者っていうかね、の持ち物だという、そういう性格のものだと。ちょっと表現悪くなるけど、別にお願ひしてためてもらってるわけでないんで、それは有効に使ってもらってね。っていうのは、年間の介護保険料つつうのは大体3億ちょこつとくらいなんですよ。なんです。そしてそれを払うためになかなか厳しい、介護保険者は利用するためにも金かかるわけだから、そういうこともあって、例えばこの利用の伸びがないと、もう今、物価高騰の折だからね。本来はサービスを受けたいんだけど、サービス料も、サービス受けるときにはサービス料もかけねくてねえ。うんなんてほんとは行きたいんだけど、ちょっと金が必要だからつうことで、行けない人も今生まれてるんじゃないか。新型コロナだけのせいではないというふうに私は受け止めての確認なんですけども、ということを考えてもやっぱりせめて、せめて介護保険料を減免するか、あるいはこの利用料のほうでね、そういう人たちにこの基金を使って対応をすべきではないのかなというこの基金の使い方についての話なんですけど、あとどうしようというのはもう今後のね、その辺の使う基金のね、これまた設置目的っていうか使い方をね、少しね町として考えるべきではないかと思うんですけど、いかがですか。今後に生かすというね、意味での質問ですから。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま遠藤議員が言ったように、おっしゃったようにですね、たしか毎年この件については、その基金を増やすのではなくて、その基金、基金というかですね、さっき出た不用額なり、その剰余金そのまま残さないで、できるだけその年に少しでも負担を軽くできるような方法を考えたらいいいんじゃないかというふうなことを、これまででもたしか指摘していただいているというふうに思っております。

町としましてもですね、できるだけその辺は一人一人に負担をかけないようにやっているつもりではいるんですが、先ほども課長のほうからあったようにですね、全てがコロナということではないにしろですね、そういうふうなことも含めて、今回もそのぐらいの余剰金を出してしまったというところはあるんですけども、やっぱし、そうなんですよね、将来的なことっていうよりも、とにかくその年その年で、出した人たちの軽減をというところだと思います。町としては、今後もですね、これまでもなんですけど、今後もできるだけそういう負担軽減に取り組むと同時にですね、いろいろな1年間の予定、スケジュールを立てて予算化をしていきたいというふうには思っております。

今回ですね、ちょっとそういう形でこのぐらいのお金が出てきましたが、今後に向けて、その辺もですね、きちっとこれで長くためてそのまま残していくということではなく、その辺を活用して、来年に向けてですね、その辺の負担軽減を図ればというふうには考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その事業費の関係については、そういう背景、要因からこういう数字が上がってきてるということなんですけど、新型コロナあって取組が十分できなかったということなんですけど、その結果、事業そのものとして、介護保険事業の目的はどのようなのかという、そういう来てサービスを受けることによって、よくなっか、悪いのを維持すっかとかね、悪いとこね、っていうことでやってると思うんですけども、その辺の影響というのはこの1年間でこのくらい減ってる、利用できなかったということがね、金の関係では生まれてきている、その実態は、んでどうなのかということちょっと確認したいんですけど、よろしいでしょうか、この質問。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。サービスの部分になりますけれども、分析しているとですね、やはり通所サービスのほうでの利用が落ちているというような状況です。そうなりますと、やはり要支援1、2、あとは要介護ですと1、2、あと3くらいまでが入るかもしれないですけども、比較的自分で対応できるような方の利用が多分、新型コロナの影響で控えられたというようなところでちょっと分析はしているんですけども、ただ全く影響がないかというところではないと思いますんで、そこは引き続きですね、事業者の話聞きながら、町でできることは考えていきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この間の財政から今の話から、十分な理解ができてない部分もありますが、今後ですね、特別委員会、決算審査の中でね、もしそれで確認できることがあればそちらのほうでも改めて確認したいということで、終わります。

議長（岩佐哲也君）これで総括質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第7号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

---

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。再開は13時20分、1時20分再開とします。暫時休憩。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されたので、報告します。

決算審査特別委員会の委員長に竹内和彦君、副委員長に遠藤龍之君が選任されました。以上で報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月19日午後4時までに審査を終了するよう、制限をつけることにいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第7号までについては、9月19日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月21日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後1時21分 散会

---